

(別紙3)都市計画税関係

現行(4種類)

| 特例対象資産                                   | 取得時期等          | 課税標準の特例率 | 減額期間                       | 備考 |
|--|----------------|----------|----------------------------|----|
| 都市再生特別措置法の認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等  | 平成27年4月1日から2年間 | 3/5      | 新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年度 |    |
| 都市再生特別措置法の認定事業者が特定都市再生緊急整備地域において取得した公共施設 | 平成27年4月1日から2年間 | 1/2      | 新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年度 |    |
| 管理協定が締結された備蓄倉庫                           | 平成25年4月1日から4年間 | 2/3      | 新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年度 | 廃止 |
| 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が設置する公共施設等(家屋)      | 平成28年4月1日から2年間 | 4/5      | 新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年度 |    |

改正後(4種類)

| 特例対象資産                                   | 取得時期等          | 課税標準の特例率 | 減額期間                                       | 備考   |
|--|----------------|----------|--|------|
| 都市再生特別措置法の認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等  | 平成27年4月1日から4年間 | 3/5      | 新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年度                 | 2年延長 |
| 都市再生特別措置法の認定事業者が特定都市再生緊急整備地域において取得した公共施設 | 平成27年4月1日から4年間 | 1/2      | 新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年度                 | 2年延長 |
| 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が設置する公共施設等(家屋)      | 平成28年4月1日から2年間 | 4/5      | 新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年度                 |      |
| 企業主導型保育事業に供する固定資産                        | 平成29年4月1日から2年間 | 1/2      | 新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年度<br>(平成30年度から適用) | 追加   |